令和3年度 定期監查等報告書

水戸市監査委員

目 次

令和3年度定期監査等報告書

第1	監査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	意見	2
第3	監査の結果	5

令和3年度定期監査等報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定に基づく定期監査及び 行政監査

2 監査の対象

「第3 監査の結果」に記載した監査の対象期間に執行された令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行が適正かつ 効率的に行われているかどうかを主眼とし、次の項目を重点監査項目として、特に留意 して監査を実施した。

(1) 現金の取扱事務について

(収納金,つり銭及び公金外現金の取扱いは適正か。)

(2) 補助金の交付事務について

(新型コロナウイルス感染症関連の補助金が要項等に基づき適正に交付されているか、また、精算は適正に行われているか。)

(3) 少額の随意契約事務について

(主管課限りで執行する少額の工事や委託の事務処理は適正か、また、手数料で執行する業務の履行確認は適正か。)

(4) 指定管理者に対する指導監督事務について

(所管課における指定管理者の評価や指導監督は適切に行われているか。)

4 監査の実施内容等

水戸市監査基準にのっとり、次のとおり監査を実施した。

(1) 書類監査

対象部課等から提出された監査資料等に基づき、試査(監査の対象とした事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって全体の正否又は適否を推定する監査の実施手続きをいう。)により関係書類の監査を実施するとともに、備品及び金券類については、必要に応じて現物の検証を行った。

(2) 委員監査

対象部課長等から,監査委員室において,提出資料に基づき説明を受け,質疑を 行うとともに,出先機関等については,必要に応じて現地において監査を実施した。

5 監査の期間

令和3年7月14日から令和4年2月17日まで

第2 意見

監査の実施を通じて、次のとおり検討又は改善を要すべき事項が見受けられたので、当 該事務を所管する部局においては、適切に措置を講じられたい。

1 行政財産使用料の減免について

行政財産使用料は、行政財産の目的外使用許可を受けた者から対価として徴収するものであり、財産事務取扱者である課長等は、使用料を減額又は免除(以下「減免」という。)する場合は、その理由を記載して使用許可の決裁をしなければならない。

しかしながら、決裁文書に減免する理由を記載していないものや、減免の根拠として 水戸市行政財産使用料徴収条例施行規則の改正により削除された条項を記載しているも のが見受けられた。

行政財産使用料の減免は、受益者負担の原則に対する例外的な措置であることから、 その理由や根拠を明確にし、適切な事務処理を行うよう徹底されたい。

2 債権の徴収事務について

公債権及び私債権の徴収事務において、課長は、納入義務者が納期限までに納付しない場合には、納期限後20日以内に督促しなければならないが、督促を行っていないものや、督促が遅延しているものが見受けられた。

督促は、納入義務者に対して納付を請求する行為であるとともに、時効の更新(これまでの時効の進行をなかったことにして、新たな時効の進行が開始することをいう。)の効力を有することや、強制徴収債権の場合は滞納処分の前提条件であることなど、適正な債権管理のために欠かせない行為であることから、地方自治法、水戸市財務規則等に基づき適切に行われたい。

また、公債権について督促を行った場合には、納期限の翌日から納付の日までの日数 に応じて延滞金を徴収することとなっているが、延滞金の徴収の取扱いが課によって異 なっていた。

延滞金は、納期内に納付した者と納期内に納付しない者との不公平をなくし、市民負担の公平性を確保するためのものであることから、各課においては、令和3年度に水戸市収納対策本部が決定した「公債権に係る延滞金の取扱いにおける方針等」に基づき、延滞金の適切な徴収に努められたい。

3 時間外勤務等の適正管理について

時間外勤務については、職員の健康保持や経費縮減の観点から、時間外勤務命令の適正化や週休日の振替の促進など、縮減に向けた取組が進められている。時間外勤務の状況を把握するため各課の時間外勤務命令簿を確認したところ、勤務実績を確認した所属長印のないものや、勤務時間数や時間外勤務手当の支給割合を誤って計上しているものなどが見受けられた。

これらの誤りの多くは、単純な人為的ミスで発生したものであることから、複数人で 時間外勤務命令簿のチェックを行うとともに、間違えやすい事例の周知や研修等を通し て制度理解の向上を図るなど、再発防止に努められたい。

また,新型コロナウイルス感染症に係る対策事務の増加などにより,事務を所管する 課等において時間外勤務の増加が見受けられた。

労働安全衛生法等においては、労働時間を適正に管理し、労働者の健康管理を図る観点から、時間外勤務を含めた労働時間の状況は、原則としてタイムレコーダーやパソコンの使用時間の記録、使用者の現認等の客観的な方法で労働日ごとの出退勤時刻を把握し、記録することが義務付けられている。学校、保健所ではタイムレコーダー等の導入が進められているが、本庁等においても、「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画(令和2年度~令和5年度)」に計画されている出退勤管理システムの早期導入を検討されたい。

4 委託契約の変更について

測量,調査等の委託契約及び建設工事請負契約において,当初の設計図書に示された 施工条件等が実際と相違している場合や予期することができない状態が生じた場合には, 発注者である水戸市は,必要があると認めるときは,設計図書の変更及び必要となる契 約金額又は工期等の変更を行うこととされている。

この場合における契約金額の増額変更の限度について、建設工事のうち土木工事の請 負契約では、「水戸市土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」において、当 初契約金額の30%を超える増額変更が見込まれるものは、現に施工中の工事と分離して 施工することが著しく困難なものを除き分離発注することを原則としており、土木工事 以外の建設工事も同様の基準で契約変更等を行っている。

一方,委託契約ではこのような制限がなく、やむを得ない理由がある場合には当初契約金額を大幅に変更することが可能となっているため、測量等の委託契約においては当初契約金額の80%を超える増額変更を行っているものも見受けられた。

しかしながら、当初契約金額からの大幅な増額変更は、競争入札により決定した契約 金額の意義を損なうおそれがあることから、委託契約においても、契約金額の増額変更 に一定の制限を設けることについて検討されたい。

また、契約金額の変更を伴う契約変更について、予定価格が250万円を超える建設工事は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づき、変更理由の公表が義務付けられていることから、一定金額以上の委託業務についても、市民への説明責任の履行を確保する観点から、変更理由書等を整備しておくことについて検討されたい。

なお,契約金額の増額変更を行っている契約の中には,現地調査や関係機関等との調整を十分に行っていれば,当初設計段階から変更した内容を盛り込むことが可能だった と思われるものが見受けられたので,事前調査等の徹底に努められたい。

5 公金外現金の管理事務について

公金外現金は、法令の適用は受けないものの、職務に関連して職員が取り扱うものであり、公金と同様に厳正な管理が求められている。これらの管理事務については、おおむね令和3年3月に策定された「水戸市公金外現金の取扱いに関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」に基づき行われていたものの、職員が立替払いを行っているものや、同一職員が5年以上の長期間にわたり同じ公金外現金の管理を担当しているものが一部に見受けられた。

不適切な管理が要因となり、公金外現金に係る不祥事が発生した他の地方公共団体の 事例もあることから、事件事故を未然に防止するためにも、引き続きガイドラインに基 づく適正な管理に努められたい。

6 適切な文書の作成について

部局別の指摘事項は、「第3 監査の結果」に記載したとおりであるが、その中には、 決裁文書等に判断の理由や根拠を明記していないものが多く見受けられた。

水戸市文書取扱規程では,文書の作成について「職員は,経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に記録し,又は検証することができるよう,

(中略)文書を作成しなければならない。」とされ、文書の起案は、「起案の理由、経過、法令の抜粋等を記述し」行うよう定められている。したがって、決裁文書は、市が説明責任を果たし、行政の透明性を確保する観点から、どのような事務処理が行われているかが、いつ、誰が見ても明らかになるよう、事務処理の理由を明確に記載した上で、その経過や根拠を記載して作成する必要がある。

令和4年度には、これまでの文書管理システムに加えて電子決裁システムを段階的に 導入することが予定されており、これまで以上に厳格な文書管理が求められることから、 専決権者である各部課長等においては、適切な文書の作成について所属職員を指導され たい。

第3 監査の結果

1 市長公室

(1) 監査の対象課

秘書課, 政策企画課, 交通政策課, 情報政策課, みとの魅力発信課

(2) 監査の対象期間

令和3年4月1日から令和3年6月30日まで

- (3) 監査の実施期日
 - ア 書類監査

令和3年7月28日から令和3年8月3日まで

イ 委員監査

令和3年8月6日

(4) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

2 総務部

(1) 監査の対象課

総務法制課,行政経営課,人事課,財産活用課,市民課(赤塚出張所,常澄出 張所,内原出張所及びパスポートセンターを含む。)

(2) 監査の対象期間

令和3年4月1日から令和3年12月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和4年2月3日から令和4年2月14日まで

イ 委員監査

令和4年2月17日

(4) 監査の結果

収入事務について

ア 行政財産の使用許可にあたり使用料を免除していたが、決裁文書に免除する理由 を明確に記載しておらず、また、免除の根拠として水戸市行政財産使用料徴収条例 施行規則の改正により削除された条項を記載しているものがあった。 (市民課)

イ 普通財産の貸付にあたり、これを無償で貸し付けていたが、決裁文書に無償貸付 の理由を明確に記載していないものがあった。 (財産活用課)

3 財務部

(1) 監査の対象課

財政課,契約検査課,税務事務所(市民税課,資産税課,収税課)

(2) 監査の対象期間

令和3年4月1日から令和3年6月30日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和3年8月5日から令和3年8月23日まで

イ 委員監査

令和3年8月25日

(4) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

4 市民協働部

(1) 監査の対象課

市民生活課(見和市民センター,双葉台市民センター,新荘市民センター,見川市 民センター及び下大野市民センターを含む。),防災・危機管理課,生活安全課,文化 交流課,新市民会館整備課,スポーツ課,体育施設整備課,男女平等参画課

(2) 監査の対象期間

令和3年4月1日から令和3年8月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和3年10月11日から令和3年11月4日まで(市民センターは令和3年10月12日及び令和3年10月14日)

イ 委員監査

令和3年11月9日(市民センターは令和3年10月28日)

(4) 監査の結果

収入事務について

ア 納期限までに納付しない納入義務者に対しては、納期限後20日以内に督促しなければならないが、体育施設使用料について、所定の期限までに督促していないものがあった。 (体育施設整備課)

- イ 納期限までに納付しない納入義務者に対しては、納期限後20日以内に督促しなければならないが、防災ラジオの貸与に係る負担金について、所定の期限までに督促していないものがあった。 (防災・危機管理課)
- ウ 行政財産の使用許可にあたり使用料を免除していたが、決裁文書に免除する理由 を記載していないものがあった。 (体育施設整備課)

5 生活環境部

(1) 監査の対象課

環境保全課,衛生事業課(見川クリーンセンター及び斎場を含む。),ごみ減量課, 廃棄物対策課,清掃事務所(清掃工場を含む。)

(2) 監査の対象期間

令和3年4月1日から令和3年8月31日まで

- (3) 監査の実施期日
 - ア 書類監査

令和3年10月4日から令和3年10月19日まで

イ 委員監査

令和3年10月25日

- (4) 監査の結果
 - ア 収入事務について

行政財産の使用許可にあたり使用料を免除していたが、決裁文書に免除する理由 を記載していないものがあった。 (清掃事務所)

イ 契約事務について

委託契約において、20万円以上50万円以下の予定価格の決定は部長の専決事項であるが、課長が決定をしているものがあった。また、予定価格調書に記載することとされている見積書比較価格(予定価格に110分の100を乗じた額)の金額が誤っているものがあった。 (環境保全課)

6 福祉部

(1) 監査の対象課

福祉総務課,生活福祉課,障害福祉課,高齢福祉課(地域支援センターを含む。), 子ども課,福祉指導課,介護保険課

(2) 監査の対象期間

令和3年4月1日から令和3年10月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和3年12月10日から令和3年12月24日まで

イ 委員監査

令和4年1月13日

(4) 監査の結果

収入事務について

ア 行政財産の使用許可にあたり使用料を減額していたが、決裁文書に減額する理由 を明確に記載していないものがあった。 (福祉総務課)

イ 行政財産の使用許可にあたり使用料を免除していたが、決裁文書に免除する理由 を明確に記載しておらず、また、免除の根拠として水戸市行政財産使用料徴収条例 施行規則の改正により削除された条項を記載しているものがあった。(障害福祉課)

ウ 生活保護費返還金及び徴収金の調定は課長の専決事項であるが、課長補佐が決裁 をしているものがあった。 (生活福祉課)

7 保健医療部

(1) 監査の対象課

保健所(保健総務課,保健衛生課(動物愛護センターを含む。),地域保健課,保健 予防課),国保年金課

(2) 監査の対象期間

令和3年4月1日から令和3年10月31日まで

- (3) 監査の実施期日
 - ア 書類監査

令和3年12月6日から令和3年12月13日まで

イ 委員監査

令和3年12月24日

(4) 監査の結果

収入事務について

納期限までに納付しない納入義務者に対しては、納期限後20日以内に督促しなければならないが、医療福祉費返還金、一般被保険者現年度返納金について、所定の期限までに督促していないものがあった。 (国保年金課)

8 産業経済部

(1) 監査の対象課

商工課, 観光課, 農政課, 農業環境整備課, 農産振興課, 公設地方卸売市場

(2) 監査の対象期間

令和3年4月1日から令和3年9月30日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和3年11月18日から令和3年11月25日まで

イ 委員監査

令和 3 年11月30日

(4) 監査の結果

ア 収入事務について

- (ア) ふるさと農場の使用許可にあたり使用料を免除していたが、決裁文書に免除する理由を明確に記載していないものがあった。また、減免基準が明確に定められていない使用料の減免の決定は、部長の専決事項であるが、ふるさと農場使用料の免除について、課長が決裁をしているものがあった。 (農政課)
- (4) 行政財産の使用許可にあたり使用料を免除していたが、決裁文書に免除する理由を明確に記載していないものがあった。 (農政課)
- イ 財産管理事務について

下野地区,東地区農村公園の土地について,法定外公共物として所管している道 路管理課から所管替えを受けていなかった。 (農政課)

9 建設部

(1) 監査の対象課

建設計画課,道路管理課,道路建設課,生活道路整備課,河川都市排水課,建築課, 土木補修事務所,內原建設事務所

(2) 監査の対象期間

令和3年4月1日から令和3年11月30日まで

- (3) 監査の実施期日
 - ア 書類監査

令和4年1月4日から令和4年1月20日まで

イ 委員監査

令和4年1月25日

(4) 監査の結果

収入事務について

ア 納期限までに納付しない納入義務者に対しては、納期限後20日以内に督促しなければならないが、道路占用料、法定外公共物占用料、都市下水路占用料及び市有地 使用料について、所定の期限までに督促していないものがあった。

(道路管理課,河川都市排水課,土木補修事務所)

イ 行政財産の使用許可にあたり使用料を免除していたが、決裁文書に免除する理由 を明確に記載しておらず、また、免除の根拠として水戸市行政財産使用料徴収条例 施行規則の改正により削除された条項を記載しているものがあった。(道路建設課)

10 都市計画部

(1) 監査の対象課

都市計画課,建築指導課,公園緑地課,市街地整備課(東前地区開発事務所及び内原駅南口周辺地区整備事務所を含む。),住宅政策課,泉町周辺地区開発事務所

(2) 監査の対象期間

令和3年4月1日から令和3年11月30日まで

- (3) 監査の実施期日
 - ア 書類監査

令和4年1月19日から令和4年2月2日まで

イ 委員監査

令和4年2月8日

- (4) 監査の結果
 - ア 収入事務について
 - (ア) 行政財産の使用許可にあたり使用料を免除していたが、決裁文書に免除する理由を記載していないものがあった。 (住宅政策課)
 - (4) 市営住宅の家賃を減免していたが、決裁文書に減免する理由を記載していないものがあった。 (住宅政策課)
 - (ウ) 指定管理者による植物園利用料金の免除を承認していたが、供覧用紙による部長までの供覧のみで承認しており、免除する理由を記載していなかった。

(公園緑地課)

イ 人事管理について

時間外勤務命令簿において、勤務命令時間を記載していないものがあった。

(公園緑地課)

ウ 指定管理事務について

指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならないが、水戸市都市 公園・児童遊園の指定管理者の指定について、告示をしていないものがあった。

(公園緑地課)

11 会計課

(1) 監査の対象期間令和3年4月1日から令和3年6月30日まで

(2) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和3年7月16日から令和3年7月21日まで

イ 委員監査

令和3年7月30日

(3) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

12 消防局及び消防署

(1) 監査の対象課

消防総務課,火災予防課,消防救助課,救急課,北消防署,南消防署

(2) 監査の対象期間

令和3年4月1日から令和3年7月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和3年9月3日から令和3年9月15日まで

イ 委員監査

令和3年9月27日

(4) 監査の結果

収入事務について

ア 行政財産の使用を許可した場合において使用期間が翌年度以降にわたるときは、 翌年度以降の使用料は毎年度当初に当該年度分を前納させなければならないが、調 定及び納入通知書の発行が遅延しているものがあった。 (消防総務課)

イ 行政財産の使用許可にあたり使用料を免除していたが、決裁文書に免除する理由 を記載していないものがあった。 (消防総務課)

13 上下水道局

(1) 水道部

ア 監査の対象課

水道総務課, 経理課, 水道整備課, 給水課, 浄水管理事務所

イ 監査の対象期間

令和3年4月1日から令和3年9月30日まで

- ウ 監査の実施期日
 - (ア) 書類監査

令和3年11月8日から令和3年11月16日まで

(イ) 委員監査

令和3年11月29日

エ 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

(2) 下水道部

ア 監査の対象課

下水道管理課, 下水道整備課, 集落排水課, 下水道施設管理事務所

イ 監査の対象期間

令和3年4月1日から令和3年9月30日まで

- ウ 監査の実施期日
 - (ア) 書類監査

令和3年11月11日から令和3年11月18日まで

(イ) 委員監査

令和3年11月29日

エ 監査の結果

(ア) 収入事務について

納期限までに納付しない納入義務者に対しては、納期限後20日以内に督促しなければならないが、農業集落排水処理施設使用料について、所定の期限までに督促していないものがあった。 (集落排水課)

(イ) 契約事務について

「みとちゃんマンホールカード」印刷に係る随意契約について、見積合わせの 執行は課長の専決事項であるが、係長が執行をしていた。また、見積合わせの経 過を見積調書に記録していなかった。 (下水道管理課)

14 教育委員会

(1) 監査の対象課

ア 教育部

教育企画課,学校管理課,学校保健給食課(学校給食共同調理場を含む。),幼児教育課,学校施設課,生涯学習課,歴史文化財課(埋蔵文化財センターを含む。), 放課後児童課

イ 教育機関

常磐小学校,石川小学校,見川小学校,梅が丘小学校,双葉台小学校,笠原小学校,妻里小学校,第三中学校,双葉台中学校,石川中学校,常磐幼稚園,見川幼稚園,梅が丘幼稚園,笠原幼稚園,妻里幼稚園,石川認定こども園,みと好文カレッジ,少年自然の家,博物館,中央図書館,総合教育研究所教育研究課

(2) 監査の対象期間

令和3年4月1日から令和3年7月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

- (ア)教育部及び教育機関(小学校,中学校,幼稚園及び認定こども園を除く。) 令和3年9月7日から令和3年9月30日まで
- (イ) 小学校、中学校、幼稚園及び認定こども園 令和3年9月1日から令和3年9月17日まで並びに令和4年1月14日及び令和 4年1月18日

イ 委員監査

令和3年10月5日

(4) 監査の結果

ア 収入事務について

(ア) 行政財産の使用を許可した場合において使用期間が翌年度以降にわたるときは、 翌年度以降の使用料は毎年度当初に当該年度分を前納させなければならないが、 調定及び納入通知書の発行が遅延しているものがあった。

(総合教育研究所教育研究課)

(4) 納期限までに納付しない納入義務者に対しては、納期限後20日以内に督促しなければならないが、新卒保育士就労奨励補助金返還金について、所定の期限までに督促していないものがあった。 (幼児教育課)

(ウ) 行政財産の使用許可にあたり使用料を減額していたが、決裁文書に減額する理由を明確に記載していないものがあった。また、減免基準が明確に定められていない使用料の減免の決定は、部長の専決事項であるが、行政財産使用料の減額について、所長が決裁をしているものがあった。 (総合教育研究所教育研究課)

イ 人事管理について

時間外勤務手当について,時間外勤務命令簿に館長の命令印及び確認印がないまま手当を支給しているものがあった。 (歴史文化財課)

ウ 契約事務について

予定価格が50万円以下の委託について,請負業者指名調書を作成していないものがあった。 (総合教育研究所教育研究課)

エ 財産管理事務について

- (ア) 備品及び教材用薬品類については、水戸市立学校財務規程に定める帳簿を備えて出納を記録し、常にその状況を明らかにしておかなければならないが、記録していないものがあった。 (常磐小学校)
- (イ) 所管する備品について、備品票を付けていなかったため、備品原簿と照合する ことができないものがあった。 (双葉台小学校)

15 選挙管理委員会事務局

(1)監査の対象期間令和3年4月1日から令和3年12月31日まで

(2) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和4年2月8日から令和4年2月10日まで

イ 委員監査

令和4年2月17日

(3) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

16 監査委員事務局

(1) 監査の対象期間

令和3年4月1日から令和3年6月30日まで

- (2) 監査の実施期日
 - ア 書類監査令和3年7月27日
 - イ 委員監査 令和3年7月30日
- (3) 監査の結果特記すべき事項はなかった。

17 農業委員会事務局

- (1) 監査の対象期間令和3年4月1日から令和3年6月30日まで
- (2) 監査の実施期日
 - ア 書類監査 令和3年7月16日から令和3年7月20日まで
 - イ 委員監査令和3年7月30日
- (3) 監査の結果特記すべき事項はなかった。

18 議会事務局

- (1) 監査の対象課 総務課,議事課
- (2) 監査の対象期間令和3年4月1日から令和3年6月30日まで
- (3) 監査の実施期日
 - ア 書類監査 令和3年7月14日から令和3年7月20日まで
 - イ 委員監査 令和3年7月30日
- (4) 監査の結果特記すべき事項はなかった。